

## 資料編【介養協 News 29No3(通巻 25) (平成 30 年 1 月 17 日発行)】

(掲載内容)	資料編ページ
1. 平成 29 年度全国教職員研修会での会長からの説明・報告	1
2. 厚生労働大臣に対する要望書 (平成 29 年 12 月 11 日) 「介護福祉士養成教育に対する支援」	3
3. 厚生労働省人材開発統括官に対する要望書(平成 29 年 12 月 11 日) 「介護福祉士資格取得に係る委託訓練実施要領の運用に関する要望」	7
4. 外国人留学生受入れに関するガイドライン(留意事項) [平成 29 年 3 月 18 日理事会決定]	9
5. 各種データ	
(1) 介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生 (平成 25 年度から 29 年度)	13
(2) 離職者訓練年齢層調査結果集計表 (平成 29 年 11 月調査)	14



## 1. 平成 29 年度全国教職員研修会 (H29.11.20) 澤田会長からの説明・報告

皆さんこんにちは。昨日、開会式に会長として臨んで私どもの考え方をお話したところではありますが、貴重な時間を拝借し今日参加している役員の皆様方にも登壇をして頂きました。

実は、皆様方にお詫びやら、お願い、様々な問題を抱えている介養協として、いま、役員が一枚岩でこの難局を乗り越えて、そして、本来の介養協がなすべき会員のために様々な支援をできる、そういった団体を作っていきたい。こういう思いで私たちはこの壇の上にながらせて頂きました。

実は、昨日もちょっとお話ししましたが、26年の歴史を刻んできたこの団体も金属疲労を起こしている面も一つあります。というのは、それは組織が組織として機能を果たすことが非常に鈍化して、鈍くなっている。私たちを取り巻く社会がものすごいスピードで変化しておりますが、残念ながら介養協の今の組織はそれに対応できる状況ではなかった。私たちは反省を持って今、皆様方と一緒にそれを改革しようという思いが一つあります。もう一つは今日の今の野村先生のお話にもあったように現場の先生方が一生懸命やってくれているが、それを具体的にどのように表現して、介養協のすなわち養成校の教育が、一般社会にこんなに凄いなんだよ、こんなに素晴らしいんだよということが伝えられていないのではないかと、そういうことも私たちのテーマの一つだと思っています。NHKのクローズアップ現代はじめ、民間放送のガイアの夜明け、こういったところで、介護の現場は非常につらい、ここで働いていても賃金は安い、ゆえに結婚はできないよ、こんなような報道をされて、もう10年近く経ったが、それに対して私たちは何らかの手段、方法を持っておりませんでした。こういったことも反省点の大きな一つであります。そういったことで、この度皆様方にお詫び申し上げたいというのは、そういった、今までの介養協に会費を払って、そして、いろいろと期待をして頂いたが、その期待に今まで応えることができなかった私たちの組織を代表して私は皆様方にお詫びをしたいと思っております。大変申し訳なく思っております。(壇上の役員の礼がありました。)

それから、もう一つは、会員校がこの5年間で約60校、退会されております。それは学校を廃校したり、あるいは廃科をされて、ということでもあります。そういうことで、会費収入もその分だけ減少しております。が、しかし、介養協が今まで一番ピークの会員数の時の事業を今もやってきているのです。そこで、収支のバランスが崩れているということもあります。そして、大きな問題は教科書問題であります。今、私たちは特別委員会を設置しまして、教科書問題の特別委員会を、この度役員になって頂いて副会長になって頂いた本名先生を委員長に頂いて現在調査中であります。来年の総会には報告をさせて頂く、そんなことで今取り組んでいますが、委員会もこの5か月の間に4回、先生のところで調査しながらやって頂いております。

それから、私たちは、今皆様方抱えている問題、すなわち入学者激減対策特別委員会というのを設置しております。委員会は未だ一度だけありますが大変問題が深い問題が沢山ありますのでこれは私たちの委員会としてやれるのは何か、それは役所との太いパイプを作って、役所にこれを働きかけていって、何とか政治的にも、役所の面からも協力して

貰って対策をとともに立てて行って頂きたいというようなことをこの委員会で、やっていきたいと思っています。

それから、もう一つは、これも特別委員会ですが、国家試験対策特別委員会を作りました。何としても私たちの学生が各学校、どの学校も合格率 100%でなければならないと思っておりますので、何とか各学校が 100%の合格率を保っていけるようなこともこれから具体的に考えて、実際に来年度から実現できるようにと、思っているところであります。

そして、もう一つ、この 11 月 13 日に理事会があり、そこで出てきた問題ですが、それは外国人留学生の問題であります。各養成校に留学生が入って頂くためにはいろんな不安もあります。一つは、文化や習慣の違いもあって、そういった学生を受入れて果たして私たちの養成校でキチッと教育できるかどうかということも含めて、何とか協会として留学生を受け入れて頂ける養成校に対していろんなノウハウを提供できるようなそんな協会になって行かなければならないと思って、その特別委員会を作って来年の 3 月までに結論を出してキチとしたものを協会としてやっていきたいと思っています。

そして、今日お願いであります、5 番目に、私たちはテキスト販売検討・促進特別委員会を設置致しました。実は、この委員会が在庫のある教科書を、何としてもこれを買って頂かないと収入の面で、学生減で支出の方をこれから大鉈を振るってやって行くにしても、この教科書の販売を実現していかなければ協会の財政は破綻していきます。そういったことで実はこの委員会を立ち上げて、お陰様で 1200 セットの目処がつかしました。上場されている企業であります CAC というところが社員向けの研修に、私どもの教科書、テキストを使って頂けるということで顧問弁護士にも相談し、勿論、理事会でもご承認を頂いてこれから具体的な調印をして行くところまで来ました。今後、会社がどんどん発展する中で、私どもの教科書を更に使って戴けるのではないかと考えているところではあります、それだけではこの協会の財政を改善するところまでには行きません。

そこで、皆様に心からお願いがあります。それは、教科書として買って下さいと言うことではなくて先生方の研究資料として介養協で作ったこのテキストを 1 校 3 セット、何とか使って戴ければというのが、これが今日登壇させて戴いております役員とともに私たちの願いであります。各学校学生減で大変だと思いますが、私たちが先生方と一緒にこの難局を乗り越えるためには協会が力が無かったらそのことも果たすことができません。もう一度協会が夢と希望のある、そして、皆様方のお手伝いができるそういった組織に私たちは命がけで取り組みますので、どうかご支援して頂きたい。高いところからであります、心からお願いを申し上げます。テキストではなく、資料として 3 セットご購入をお願いしたい。そのことでもあります。どうぞ一つ意のあるところをお汲みいただきましてご協力宜しくお願い致します。お願い致します。(壇上の役員の礼がありました。)

先生方、どうも有り難うございました。私たち心一つにしてこの協会の大改革を致します。約束します。私は、創意と、誠意と、熱意、この 3 意を持って専心して頑張っていきますので、皆様方のお力を頂戴したいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

(聴衆の教職員から拍手がありました)

- 以上 -

2. 厚生労働大臣に対する要望書（平成 29 年 12 月 11 日）



介護協 第 86 号  
平成 29 年 12 月 11 日

厚生労働大臣  
加藤 勝 信 様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会  
会 長 澤 田 豊



介護福祉士養成教育に対する支援について（要望）

高齢化の進展に伴い認知症や医療ニーズを併せ持つ者の増加、障害を持つ者の社会参加機会の確保など介護ニーズは複雑・多様・高度化しており、適切に利用者等のニーズ・課題を捉えたうえでの対応が必要になってきております。このような状況を背景に介護人材の需要が増大する中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下、「協会」という。）、及び協会会員の介護福祉士養成施設（以下、「養成校」という。）は、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を継続的・安定的に社会に送り出すため、教育内容の充実に努めるなどしてきております。

しかしながら、少子化や他分野における人材需要の大きさなどもあり養成校への入学者の減少傾向は歯止めがかからず、協会の調査による平成 29 年 4 月の養成校の入学者数は 7,258 人（離職者訓練による受入を除くと 5,951 人）で定員（15,891 人）に対する充足率は 45.7%（同 37.4%）と、平成 18 年度（定員 26,855 人、入学者数 19,289 人、定員充足率 71.8%）に比べ入学者数は約 1/3 にまで低下しております。このような状況から課程の廃止や募集停止を余儀なくされている養成校も少なくありません。

この様な中、協会及び養成校は、地域の人々や小中高校生を対象とした講習を行い介護への関心を高めるなど環境改善に努めているところですが、このままでは体系化された養成教育のもと知識と技術を修得した質の高い介護福祉士の供給に支障をきたし、社会の要請や施策の動向に 대응していくことが困難になることが予想されます。

今後、利用者のニーズに適切に対応し、介護人材の確保とマネジメント力を備えたリーダーの育成など施策の動向に 대응していくためにも、下記の要望事項について、厚生労働省における積極的な対応をお願いするものであります。

記

1. 介護福祉士の処遇改善について

「介護」は対人サービスであり、その中核的役割を果たすべき介護福祉士には、さまざまな困難な課題に対応できる知識と技術に裏付けられた高い専門性が求められている。介護福祉士が魅力ある専門職の職業として社会的に認知され、拡大する福祉・介護ニーズに対応して行くためには他の分野の職業と比較して劣らない介護の専門職として適切な給与水準が確保されるなど労働環境の整備を図ること

## 2. 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化について

- (1) 質の高い介護人材を継続・安定して確保することは国の課題であり、修学資金貸付金原資の国の負担割合の拡大により介護福祉士養成教育は国家的事業との位置付けが更に増加したことに鑑み、貸付金返還免除の要件について、現行の貸付を受けた都道府県に就業とする就業区域限定の撤廃、及び介護従事期間の制約の緩和を図ること
- (2) 貸付申請は入学後に行われているが質の高い人材確保のため、入学前に入学を条件とした貸付予約の制度を設けることや保証人の確保が困難な外国人留学生等を対象にした機関保証制度の採用など、養成校への入学がし易いよう制度運営の改善を図ること

## 3. 介護福祉士養成に係る離職者訓練制度（2年課程）の運用及び継続実施等について

- (1) この訓練（委託訓練）制度で学ぶ者は介護の専門性を理解し、学習意欲も極めて強く、社会人経験も豊かであることから、卒業（修了）者の殆どが取得した資格を生かし介護福祉士として就労しており、体系的な教育に基づき修得した知識・技術に培われた職業能力は就職先職場でも高い評価を得ていること、また、就労後の経験・研鑽を積むことでより優れた介護福祉士としての活躍が期待できること
- (2) 少子化、若者の介護離れ等により、高等学校等からの養成校への入学者の減少傾向の中にあつて、養成校の全入学者の18%（前記協会調べ）を占めており、質の高い介護福祉士を確実に養成し継続的に供給することは今後の超高齢社会に対応した施設運営及び雇用施策の上でも欠かせないこと
- (3) 高等学校卒業直後に入学した者にとって、社会人としての経験も豊かで、かつ、介護の専門性を理解する者とともに学ぶことが教育の質の向上に繋がっており、また、この制度を生かして卒業（修了）した多くの者が教育効果の反映として、今後も制度の継続及び恒久化を希望していること
- (4) 国の働き方改革関係として、委託訓練実施要領の改正（平成29年6月）が行われ介護福祉士国家資格取得を含む「長期高度人材育成コース」についてその対象者を「概ね45歳未満のもの、非正規雇用労働者、訓練期間中に資格試験の受験を行う」などとされているが、介護人材確保のための様々な施策が講じられていることなどからも都道府県に対し要領にとらわれない運用を図るよう連絡をすること

## 4. 既往の資格取得者等に対する再教育の実施とリーダー育成教育に対する支援について

- (1) 養成校においては、厚生労働省の介護福祉士養成教育内容の改正に合わせ平成21年度以降新カリキュラムによる教育を開始し、これに合わせた教員養成教育を実施している。しかしながら、法令制度や社会状況の変化など介護を取り巻く環境に合った最新の知識・技術を修得させるため、教員や介護福祉士資格を有する者への再教育の機会確保のための財政支援など政策的対応を図ること
- (2) 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において利用者の多様なニーズに対応できるケアを推進していくに当たってはチームリーダーの役割を担う者を育成する必要があるとあり、また、介護職に対する定期的なフォローアップ体制の確保が必要とされているところから、この教育のための財政支出を図り、これらの教育は養成施設に委ねられたいこと

## 5. 介護福祉士養成施設に対する財政支援について

国が指定している介護福祉士養成施設は、制度発足以降平成 27 年度末までに 33 万 4 千人余の介護福祉士登録者を輩出し、高等教育課程において専門的知識・技術を体系的に学んだ者として介護福祉士の中心的役割を担い社会貢献を果たしている。複雑、高度化する介護ニーズ、地域包括ケアシステムの構築などによる医療、介護の連携等が求められる現在、これに対応した質の高い介護福祉士の養成が急務となっていることから、日々進展する介護機器等の施設整備、外国人留学生支援を始めとする教育環境向上のための財政支援措置を講じること

## 6. 外国人留学生の受入れに対する支援について

- (1) 介護福祉士の国家資格取得を目的として養成校に入学した外国人留学生に対し、介護福祉士修学資金貸付制度の活用促進を図るよう都道府県等に通知を発し、指導すること
- (2) 養成校が外国人留学生を受け入れ易いよう、教育及び生活指導をサポートする職員等配置のための財政支援を図ること
- (3) 外国人留学生の国家試験受験に当たっては、経済連携協定(EPA)による介護福祉士候補者の受験の場合と同等の措置を講じること
- (4) 卒業後、介護福祉士資格登録証入手までの間の在留資格及び就労に関しての措置を講じられたいこと

## 7. 現行カリキュラム改正に係る検討情報の開示について

厚生労働省の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会でまとめられた「2025 年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環に向けて～」(平成 27 年 2 月 25 日)において、介護ニーズの多様化・高度化への対応等の観点から、これからの介護福祉士に必要な資質について検討を進めることが必要、現行の介護福祉士養成プログラムでは不十分なことが想定されるとして、平成 29 年度中に現行のカリキュラムの改正を行い教育内容の充実を図るとしているが、その進捗状況・内容等に関する情報の透明性を図られたいこと

## 8. 新しい介護福祉士(仮称・管理介護福祉士)養成教育への支援について

今後、介護現場は職業能力レベルの異なる多様な人材が働く場になること、前項の報告書及び「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」(平成 29 年 10 月 4 日・社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会)では、介護福祉士には機能や役割に応じて専門性や能力が必要とされている。今後は地域包括ケアシステムへの対応やマネジメント能力を備えた介護サービスの質の確保を職務とする新しい介護福祉士が必要になることから、協会では、職業能力に基づく養成教育と高度専門職としての介護福祉士資格「仮称・管理介護福祉士」の創設を目指して検討を進めているところであり、当協会の検討等に対する政策的支援を図られたいこと

## 9. その他

各種統計情報等調査において、介護福祉士に特定した統計情報がないことから、統計調査等において、介護福祉士に係る調査項目の設定を図られたいこと

—以上—



3. 厚生労働省人材開発統括官に対する要望書(平成 29 年 12 月 11 日)



介養協第 87 号  
平成 29 年 12 月 11 日

厚生労働省人材開発統括官  
安藤 よし子 様

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会  
会長 澤田 豊



介護福祉士資格取得に係る委託訓練実施要領の運用に関する要望

認知症や医療ニーズを併せ持つ要介護高齢者の増加や世帯構成の変化、障害者の社会参加への生活支援など国民の福祉・介護ニーズは益々拡大し介護人材の需要が増大する中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（以下、「協会」という。）、及び協会会員の介護福祉士養成施設（以下、「養成校」という。）は、介護人材の中核的役割を果たすべく高い専門性と優れた資質を有する介護福祉士を継続的・安定的に社会に送り出すため、教育内容の充実を図るなど最大限の努力をしてきております。

しかしながら、少子化や他分野への人材の流出などもあり養成校の毎年の入学者の減少は顕著であります。協会の調査による平成 29 年度の養成校の入学者数は 7,258 人で、このうち離職者訓練委託による受入は 1,304 人で全入学生の 18%となっております。入学者数は養成校の定員 15,891 人との比率（定員充足率）は 45.7%ですが、離職者訓練委託による数を除くと定員比率は 37.4%にすぎず、課程の廃止や募集停止を余儀なくされている養成校も少なくありません。

一方、厚生労働省が平成 27 年に発表したいわゆる団塊の世代が後期高齢期を迎える 2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計では、需要見込み 253 万人に対し 38 万人不足するとされ、外国人の在留資格としての高度専門職に「介護」を設けることや、外国人技能実習制度に「介護」を設けるなど人材確保のための各種施策が行われているところです。

このような状況の中で、この度、厚生労働省において、国の働き方改革関係として委託訓練実施要領の改正（平成 29 年 6 月 22 日付能発 0622 第 1・2 号）がありました。この要領では介護福祉士国家資格取得を含む「長期高度人材育成コース」については、訓練コースの対象者を、次のいずれにも該当する者としております。

①概ね 45 歳未満の者 ②直近の就業形態において有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった者又は出産・育児等により長期間離職していた女性等 ③国家資格等高い知識及び技能を修得し正社員を希望する者 ④当該訓練コースを修了し対象資格等を取得する明確な意思を有する者 ⑤ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活

用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる者

そこで、私どもの協会では離職者訓練委託制度により受入れた入学生の年齢構成を調査しましたところ、平成 29 年度の場合は 45 歳以上の者の割合が 40.6 %に達していることが判明しました。

前記のとおり、国は 2025 年に向けて介護への人材の参入促進を図り人材確保のため様々な施策を講じており、介護福祉士をその中核的役割を担う人材と位置付け質の向上を図るとされており、離職者訓練委託により受入れた方々についてもその役割を担う質の高い介護福祉士として養成し、評価を頂いているところです。

については、介護人材を取り巻く状況にも鑑み、長期高度人材育成コースのうち介護福祉士資格取得を目指す者につきましては「概ね 45 歳未満の者」や「非正規雇用労働者」などの制約にとらわれない運用を図るようお願いいたします。また、訓練の受講修了により、業務独占資格又は名称独占資格の国家試験の合格レベルを仕上がり像とするものについては、訓練期間中に資格試験の受験を行うとされていますが、平成 33 年度までの養成校の卒業者は国家試験を受験せずとも 5 年間は介護福祉士資格が付与され、卒業後直ちに介護の職に就き 5 年間継続することによりその後も資格取が保持されるとされているところですので、その適用も図られるようお願いいたします。

介護福祉士養成施設にとって、入学生の確保、良質の介護人材の供給からも、多くの離職者訓練委託生を受入れ、知識と技術を身につける教育を実施していくことは非常に重要なことと考えておりますので、前記要領の取り扱いにあたり、介護福祉士国家資格取得を目指す長期人材育成コースについては要領にとらわれない運用を図るよう、各都道府県担当部局あてに通知連絡されるようお願いいたします。

－以上－

### 3. 外国人留学生受入に関するガイドライン

#### 外国人留学生受入れに関するガイドライン(留意事項)

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

(平成 29 年 3 月 18 日改正 理事会決定)

#### 1. ガイドラインの目的

介護福祉士養成施設における外国人留学生受入体制の整備及び教育環境の充実に関する事項を定めることにより、留学生が本来の目的を達成し、かつ養成施設が適正な対応と社会的使命を果たすためガイドラインを設ける。

#### 2. 外国人留学生の定義

本ガイドラインにおける外国人留学生(以下、「留学生」という。)とは、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第一の四に定める在留資格「留学」により、日本国に在留し、我が国の介護福祉士養成施設において教育を受ける外国の国籍を有する者をいう。

#### 3. 留学生受入れ体制の整備に関して留意すべき点

- ① 留学生の受入れに当たっては、これに関する法令、厚生労働省、文部科学省、法務省の通知等を遵守すること
- ② 留学生の入学及び修学に係る相談窓口の設置や相談員の配置、宿舍の整備・斡旋、職員の語学研修を図ること

#### 4. 募集基準等に関して留意すべき点

##### ① 募集方法

- (ア) 応募資格、受入れや留学中の注意事項を予め学校案内や入学募集要項等において明示すること
- (イ) 募集のための外国語によるパンフレット、ホームページの作成を行うよう努め、現地における学校説明会等の実施についても検討すること

##### ② 応募資格

- (ア) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者であること
- (イ) 外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格し、18 歳に達した者であること

#### 5. 入学者の選抜に関して留意すべき点

- ① 学生数の確保という観点からのみ安易に留学生を受け入れることは厳に慎むこと
- ② 留学生の入学者選抜に当たっては、介護福祉士養成教育を受けるに足る基礎学力と日本語能力、適性及び学費・生活費支弁方法等を総合的に判定するとともに、勉学意欲、留学目的、経費支弁等を確認するよう留意すること。したがって、書類審査のほか面接試験を行い、筆記試験の実施にも努めること
- ③ 日本語能力が次のいずれかに該当する者を選抜すること
  - (ア) 原則として、(公財)日本国際教育支援協会等が実施する日本語能力試験で N2 以上に合格した者
  - (イ) 法務大臣により告示されている日本語教育機関で 6 月以上の日本語教育を受けた者であって、入学選抜を行うそれぞれの学校において日本語試験を実

施し、日本語能力試験N2(2級)相当以上であることを確認した者  
(ウ)(独法)日本学生支援機構が実施する日本留学試験の日本語科目で200点以上(450点中)取得した者

(エ)(公財)日本語漢字能力検定協会が実施するBJTビジネス日本語能力テストで400点以上取得した者

④ 学費・生活費の支弁

留学中の生活に要する費用の十分な支弁能力については、入学時において確認し、入学後においても随時確認するよう努めること

6. 留学生受入数に関して留意すべき点

留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保する観点から、入学定員、教職員組織、施設整備等十分な受け入れ体制を整備した上で実施するよう努めること

7. 入学時のオリエンテーションに関して留意すべき点

入学時にオリエンテーションを開催し、留学中の勉学について主に規定する学則の内容(進級、卒業、除籍、学納金の納入等)や、授業を受ける際の諸注意(出席率、定期考査等成績評価システム)、日本の生活環境及び文化並びに出入国管理に係る法令や注意事項等の周知を図るよう努めること

8. 修学支援に関して留意すべき点

① 学生を対象とする学校独自の奨学資金制度(授業料減免、貸与を含む)の有無について十分な説明を行うよう努めること

② 公的、私的機関の修学資金貸与等制度の状況を調査し、把握し、入学を希望する留学生に伝えるよう努めること

③ 資格取得後特定の施設等での勤務を予め義務付けるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること

9. 学習指導等に関して留意すべき点

① 入学時から適切な指導を行うため、指導マニュアル等を作成し、具体的な指導内容と指導体制を整備するよう努めること

② 指導教員の配置について

(ア)留学生の日本語能力向上を図るため、日本語指導員を配置するよう努めること

(イ)学習過程の支援、実習指導、卒業指導、国家試験対策等のための指導教職員を配置するよう努めること

③ 実習先の理解を得、実習先の確保に努めること

10. 生活指導、在籍管理に関し留意すべき点

① 学外における生活指導の徹底について

(ア)留学生の生活指導を担当する常勤の教職員を置くよう努めること

(イ)留学生生活を支障なく送ることができるよう、留学生の出身国の文化、生活習慣、風習、法律との違いを踏まえ、日本の法律、生活習慣、社会的ルール等を説明して理解させるよう努めること

(ウ)アルバイトに関する法的条件の周知徹底(許可されている時間数、禁止されてい

- る場所と職種、「資格外活動許可申請」の必要性と退去強制及び罰則を含む)を図るため、詳細に説明して理解させるよう努めること
- (エ)寄宿舎(学生寮)や住居の斡旋等環境整備に十分な配慮をするよう努めること
- ②連絡先の把握などについて  
留学生の住所、電話番号、帰国時の連絡先、経費支弁者その他の者の連絡先等の把握を図ること
- ③在籍管理の徹底について  
(ア)日常の出欠席を徹底管理し、学籍簿、出席簿等は在学証明書、出席証明書又は成績証明書の基礎となる原簿であることから確実な管理に努めること  
(イ)長期欠席者又は出席状況が良好でない者に対しては、面談指導や職員による住居訪問等を実施して改善指導を行い、不法就労、所在不明、不法滞在が発生しないよう適切な指導に努めること  
(ウ)卒業、退学又は除籍となり在留資格に変更が生じることとなった場合は進路の確認等を十分行った上で、出入国管理法の規定等必要な情報を提供し、不法滞在や不法就労といった違法行為をさせないように指導に努めること  
特に退学、除籍となり当初の在留期限前に在留資格を喪失する者については、即時帰国等具体的な指導とともに、帰国後の事実確認にも努めること  
(エ)所在不明で連絡が取れない留学生が発生した場合は、除籍等の処分を行い、速やかに入国管理局へ報告すること。なお、処分後も可能な限り所在の確認に努めること  
(オ)留学生の卒業に当たっては、進学、就労、帰国の進路指導を適切に行い、その後の進路状況を十分把握すること。また、在留資格の更新・変更を行わずに、在留期限を超えて滞在することが違法であることを当該留学生に対して説明して理解徹底させるよう努めること。  
(カ)留学生に対して、住居地の届出等及び国民健康保険への加入について指導するとともにその状況の把握に努めること

#### 11. 就職支援に関して留意すべき点

- ① 学生の就職に係る相談窓口の設置や相談員の配置を図り、就職情報の収集、就職先の確保等、就職活動の支援体制の確保に努めること
- ② 実習やアルバイト等を通じて施設等現場との連携を図り、理解を得るよう努めること
- ③ 卒業後の留学生受入れ施設等の情報収集・提供の継続的な実施に努めること
- ④ 卒業後帰国者については帰国後の状況等の把握にも努めること

-以上-



4. 各種データ

(1) 介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生 (平成25年度から平成29年度)

年度 (平成)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
養成施設数 (課程)	412	406	379	401	396
入学定員数 (人)	18,861	18,041	17,769	16,704	15,891
入学者数 (人)	13,090	10,392	8,884	7,752	7,258
内 一般入学者 (外国人留学生を含む)	10,381	8,481	7,258	6,317	5,951
訳 離職者訓練受入数	2,709	1,911	1,626	1,435	1,307
外国人留学生数 (人・国数)	21(5)	17 (5)	94 (9)	257 (15)	591 (16)
定員充足率 (%) [全体]	69.4	57.5	50.0	46.4	45.7
[離職者訓練を除いた割合]	55.0	47.0	40.8	37.8	37.4
全入学者のうち離職者訓練受入の占める割合	20.7	18.4	18.3	18.5	18.0
全入学者のうち外国人留学生の占める割合 (%)	0.2	0.2	1.1	3.3	8.1

※平成26年度の外国人留学生の出身国

中国12人、ベトナム2人、台湾1人、フィリピン1人、ラオス1人

※平成27年度外国人留学生の出身国

ベトナム39人、中国27人、ネパール15人、ほか6か国から13人

※平成28年度外国人留学生の出身国

ベトナム114人、中国53人、ネパール35人、フィリピン28人、ほか11カ国から27人

※平成29年度の外国人留学生の出身国

ベトナム364人、中国74人、ネパール40人、フィリピン35人、韓国23人、ほか11か国から55人

(上記は日本介護福祉士養成施設協会調査 (平成29年7月) による回答校の集計値)

## 離職者訓練年齢層調査結果 集計表

平成29年11月

## 1. 回答学科数

183校

(単位:人)

入学年度	18～19	20～29	30～39	40～44	45～59	50～54	55～59	60～
29年度	15	228	274	182	185	139	103	50
		699(59.4%)				477(40.6%)		
28年度	17	221	294	192	167	141	79	30
		724(63.5%)				417(36.5%)		
27年度	13	249	385	249	176	150	74	32
		896(67.5%)				432(32.5%)		
27～29年度計		2,319				1,326		
割合		63.6%				36.4%		